連絡先:国土交通省航空局

監理部航空事業課

電 話:5253-8706(内線 48502)

平成14年9月18日 国 土 交 通 省

我が国航空市場競争環境整備プログラム(概要)

# (1)羽田空港発着枠

#### これまでの優先配分

新規航空会社枠 25便(うち3社が18便を使用) 競争促進枠 9便(うち1社が3便を使用)

#### 再配分前の優先配分

平成17年2月の再配分の前に発着枠の増加が可能となる場合には、 新規航空会社の参入促進又は事業拡大に優先的に配分。

## 再配分時の優先配分

平成17年2月の再配分時に、今後の新規航空会社の事業拡大のための発着枠を拡充

# (2)空港施設の利用

## カウンター、搭乗橋等の提供に向けてのこれまでの措置

大手航空会社による「競争促進枠」未使用分の暫定使用と交換に、 新規航空会社に対して、カウンター、搭乗橋等を提供。 スカイマーク カウンター:全日空との並びにカウンターを設置(11月~)

搭乗橋:3便分搭乗橋を使用(10月~)

エアドゥ カウンター:全日空との並びにカウンターを設置(2月~)

搭乗橋:3便分搭乗橋を使用(10月~)

スカイネット・アジアについては、本年9月より羽田空港ターミナルビル直近のスポットを提供済み。また、本年11月より宮崎空港では全便搭乗橋が利用可能になる予定。

#### スポットの優先配分

平成15年より各航空会社が同様の使用状況となるよう、空港スポットの調整を実施。特に、羽田空港においては、原則として、新規航空会社に対して6便分まで優先的に固定スポットを提供。

#### カウンター等利用に関する協議ルールの設定

カウンター、事務所等、空港ターミナルビルの利用に関する協議ルールを設定。

#### 格納庫用地等の確保

新規航空会社が希望する施設で、空港内に必要であると判断できる もの(格納庫用地等)は、可能な範囲で確保。

# (3) 航空従事者の技能の再活用

#### 求人情報の提供

平成15年より(社)全日本航空事業連合会に新規航空会社等の求 人情報を集約し大手航空会社に提供することとする。

## 加齢乗員の年齢要件等の見直しの検討

国際的動向、医学的見地等を踏まえて、63歳未満に制限されている加齢乗員の年齢要件等の見直しを検討。

# (4)融資

#### 新たな財投要求

新規航空会社の参入、事業拡大等のための日本政策投資銀行の融資 を要求。

## (5)運賃

## 運賃動向の監視

新規航空会社が就航する路線の運賃動向を注視し、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがある場合には、適切な対応措置を発動。

## 「発券日において有効な運賃」の導入

当分の間、新規航空会社の参入している路線について新規航空会社 及び大手航空会社に対して「発券日において有効な運賃」の導入を 提案。

## (6)販売予約体制

## 販売予約に関する連絡体制の整備

(社)日本旅行業協会及び(社)全国旅行業協会に新規航空会社の 連絡体制を整備。